

# 南アルプス市住宅リフォーム等総合支援事業

南アルプス市では、市民の生活環境の向上及び定住促進に資するとともに、市内産業の活性化及び雇用の創出を図るため、市内の事業者により住宅のリフォーム等工事を行った方に対し、その一部を補助します。

## ● 対象者

リフォーム、建替え、空家住宅解体工事（以下、リフォーム等工事）を行う住宅を所有している方

## ● 対象となるリフォーム等工事に共通する要件

- ◆ 市が定めた条件を満たしている市内の施工業者（注1）に依頼して行う工事
- ◆ 本人と同居家族が満りなく市税等（注2）を納付されている方
- ◆ 補助対象の工事費が50万円以上（消費税含む）のもの
- ◆ 補助金の交付決定後に工事着手するもの（※ 事前着工した工事は対象外）
- ◆ リフォーム等工事を実施した場合、当該年度2月末までに工事が完了して、実績報告書が提出できるものに限る

注1：市内の施工業者…市内に住所を有し、南アルプス市商工会員（加盟店）もしくは南アルプス市競争入札参加資格または南アルプス市小規模工事等契約を登録した法人または個人で、対象となるリフォーム等工事を施工する業者

注2：市税等…固定資産税、住民税、軽自動車税、国民健康保険税、上下水道料、介護保険料、保育料、給食費

## ● 対象となるリフォーム工事

申請者が所有している住宅で、住宅の機能の維持及び向上のために行う修繕、模様替え、設備改善等の工事（裏面参照）  
※ 店舗などの併用住宅の場合は自己居住部分と非自己居住部分の床面積の比率で按分した場合の自己居住部分）

## ● 対象となる建替え工事に共通する要件

- ◆ 申請者が所有する昭和56年5月31日以前に着工して建築された住宅
- ◆ 耐震診断の診断結果が1.0未満と判定された住宅
- ◆ 県産材を使用して建替えする住宅（※ 県産材の使用は一部で可）

※ 併用住宅は床面積の半分以上が個人住宅として使用されること

## ● 対象となる空家住宅解体工事

申請者が所有している空家住宅を解体する工事（※ 賃貸住宅等は不可）



## ● 補助金額

一律10万円

## ● 年間補助件数

50件（先着順の受付となります。予定数になりましたら終了となります）

## ● 受付期間

※ 平成28年6月1日受付開始 開庁日午前8:30～午後5:15

## ● 申請書類

申請書類は市のホームページからダウンロード出来ますのでご利用ください

- ◆ 南アルプス市ホームページ→サイト内検索： サイト内検索

ホームページから申請書類をダウンロード出来ない場合は、建築住宅課の窓口で配布しています

申請書と必要書類を添付して建築住宅課へ申請してください。 詳しくは建築住宅課までお問い合わせください

**【お問合せ先】** 南アルプス市 建設部 建築住宅課 建築・開発指導担当

**【電話】** 055-282-6397（直通）、055-282-1111（代表）（内線2607）

**【住所】** 南アルプス市小笠原376 西別館1階フロア

◆ 対象となるリフォーム等工事の内容

No	対象工事等（リフォーム等工事の内容）	備考
1	既存住宅の増築、改築及び減築工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
2	浴室、キッチン、洗面室及びトイレのリフォーム	増築、改築、減築工事及びその他のリフォームによる撤去・移設・取替・新設
3	給排水衛生設備工事	家庭用電気機械器具等の購入費のみは、補助対象経費としない（エアコン設置のみ等）
4	換気設備工事	他の補助制度との併用申請は対象外とする（下水道課）
5	電気設備工事（太陽光設置含）	
6	ガス設備工事	
7	オール電化住宅工事	
8	屋根の葺替、塗装及び防水工事	軒天井、破風板及び鼻隠しも対象
9	外壁の張替や塗装工事	
10	部屋の間仕切りの変更工事	
11	床、壁、窓、天井及び屋根の断熱改修工事	
12	床材、内壁材及び天井材の張替や塗装等の内装工事	床はフローリング、カーペット等 内暖房（ガスや電気式）工事も対象 内装工事と併せて行う室内カーテン・ブランドの取り替えや新設は対象
13	襖紙及び障子紙の張替や畳の取替え（表替え及び裏返しも含む）	
14	雨どい等の取替や修理	
15	建具及び開口部の取替や新設工事	手動及び電動シャッターも対象 窓ガラス、網戸、防犯フィルムの取り替え等 単独は対象外
16	造り付け収納家具（造作大工工事が伴うもの）	家具の購入のみは、補助対象外
17	他の対象工事と併せて行うLED照明に関する節電工事	
18	バリアフリー改修（手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張）	他の補助制度との併用申請は対象外とする（介護福祉課）
19	昭和56年5月31日以前に着工し建築した住宅で耐震診断結果1.0未満の建替え工事	建築確認が必要なものは、建築確認済証及び検査済証の写しが必要
20	空家住宅の解体工事	個人、併用住宅、木造、非木造は対象 賃貸住宅等は対象外

**事業に係る Q & A**

**Q1 申請はどうすればいいんですか？**

**A1** 申請書に必要事項を記入して添付資料と一緒に建築住宅課へ提出してください。

**Q2 「添付資料」は何になりますか？**

**A2** 住宅を所有していることが証明できる書類（住宅登記簿、固定資産税の納税通知書、名寄帳兼課税台帳など）、市税等納税報告書兼同居親族市税等照合同意書、見積書（コピー可・施工業者の印があるもの）、住宅の全景写真（2枚以上・リフォームの場合はリフォーム箇所の写真も追加）、建築確認済証（コピー・必要に応じて）、その他工事内容に応じて必要となる書類（耐震診断結果表、県産材の使用など）が「添付書類」になります。

**Q3 申請前に工事が終わっている、もしくは工事中の場合は補助対象となりますか？**

**A3** 対象なりません。工事着工前に申請して、補助金交付決定を受けてから始める工事が補助対象となります。

**Q4 補助金が交付されるのはいつですか？**

**A4** 工事が完了して、市に完了実績報告書が提出されてから、内容を審査して問題がなければ申請者の口座に補助金を振り込まれていただきます。

**Q5 南アルプス市で施工業者を紹介してもらえますか？**

**A5** 市では施工業者の紹介は行えません。